

令和7年度第4回 伊豆市教育委員会会議録

期 日 令和7年7月31日（木） 午後4時30分から午後6時30分まで
会 場 伊豆中学校 会議室
出席者 佐藤雅彦委員、勝呂留奈委員、梅原一仁委員、猪股園恵委員
鈴木洋一教育長
委員及び傍聴人以外の出席者
教育委員会教育部
部長 小塚剛、学校教育統括監 三田治樹、学校教育課長 塩谷俊一、
社会教育課長 森嶋哲男、学校教育課主幹 小澤真紀、
学校教育課主査 高田良子

1 開 会 （鈴木教育長）

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

教育長より、以下の項目について資料に基づき報告及び説明がされた。

（1）前回教育委員会以降の主な行事等

6月25日 総合計画審議会
26日 田方地区学校保健会総会
28日 ～29日 中体連地区大会、教員採用2次試験
30日 6月議会（最終日）、修東小学校指導訪問
7月2日 市内校長会
3日 社会を明るくする運動
4日 県教育長との情報交換会
7日 青少年問題協議会、中伊豆小学校指導訪問
8日 静東管内教育長会
10日 慶応義塾大学日印研究所との包括連携協定調印式
17日 田方地区学校保健会理事会
18日 田方地区高校の在り方協議会、スポーツ審議委員会
23日 市内小中義務教育学校終業式
24日 ～30日 伊豆楽校（英語）
26日 ふるさと学級（水生生物）
31日 市センター総会、7月定例教育委員会（伊豆中学校）

(2) 今後の予定

8月3日	加藤景廉公供養祭
4日	総合計画策定委員会、4日、18日伊豆楽校(プログラミング)
6日	伊豆楽校(理科実験) 伊豆中学校理科室
7日	静岡県市町教育長研修会(島田市)、伊豆楽校(ジオ教室) 修善寺南小
8日	田方地区教育長会、田方地区教育講演会
12日	総合教育会議、市内学校閉庁日～15日まで
13日	総合計画策定審議会
15日	平和を考えるシンポジウム
19日	9月議会一般質問通告期限
23日	狩野川放水路シンポジウム
25日	8月定例教育委員会
26日	市内小・中・義務教育学校始業式
27日	市内校長会
29日	教育委員会評価委員会

(3) 市内小中学校の様子について

【生徒指導に関すること】

- ・トラブルが多い児童において、暴力的行動が引き続き見られるが、服薬の影響か、少しずつ落ち着きが見られ始めている。
- ・児童の指導方法について保護者より教育委員会に相談があり、校長にも対応を依頼している。
- ・複数の児童に落ち着きがない様子が見られるため、ケース会議を開き、保護者との面談を行い、個別支援を進めている。
- ・SNS上において、友人間での誹謗中傷やトラブルが確認された。これを受けて、生徒に対しSNSの適切な利用についての指導および周知を実施した。
- ・学校の案内表示が壊される事案があった。

統括監：夏休み期間中は子どもが家庭で過ごす時間が多くなることから、各学校に対して、1人1台端末を活用し、担任と子どもたちとオンラインで繋がる機会を2回程度設けるよう依頼した。

【その他】

- ・中伊豆小学校で生成AIを使った教員の働き方支援や子どもの学習支援について研修を行った。2学期より試験的に導入して様子をみていく。
- ・伊豆中学校において、伊豆市教育センター研修会を開催した。
- ・自転車運転中に単独で転倒し、けがを負う事故が発生した。自転車の乗り方やルールに

について、プロの自転車競技の方が講義に来てくれる予定。

- ・ 土肥小中一貫校では、東京大学の寺子屋プログラムで4名の学生が来校し指導にあたってくれた。
- ・ 児童、保護者からの申請を許可し、2学期より小規模特認校である土肥小中一貫校へ指定校変更する事案がある。
- ・

教 育 委 員：夏休み期間に入り、先生方も夏休みを活用して十分休息をしてもらいたい。

教 育 長：最近のはかつてのように夏休み期間中に登校日が設けられることがなくなり、子どもたちの様子をうかがい知る機会も減ってしまった。現在は、教員が子どもたちに暑中見舞いを送るなどの工夫をしている学校もある。担任からメールを送ったり、時間を決めて一斉にオンラインで繋がることもでき、デジタル活用のメリットがある。

教 育 委 員：河原に基地を作って放置した事案については、子供たちはのびのびしていて微笑ましい印象だ。片付けもしてくれればなお良い。

教 育 委 員：暴力行為が続いている件では、昔は気持ちの問題だと片付けてしまっていた事案も、今は病院や警察等の機関に適切に繋げて対応していく時代だと感じた。また子どもの問題行動を学校だけの責任と捉える保護者も見受けられるが、様々な要因を考慮した対応が必要である。

教 育 長：夏休み期間中は水の事故にも気を付けてほしい。

4 議事

議案第13号 令和7年度準要保護児童生徒の就学援助資格の認定及び取り消しについて
＜学校教育課長より＞

準要保護児童生徒の就学援助資格認定について、所得確認等ができずに保留になっていた7件と新たな申請1件の認定に加え、就学援助資格の認定取り消しになった2件について説明した。

教 育 委 員：就学援助資格の認定取り消しについては、例えば、再度子どもたちが就学できる状況になった場合は援助を受けられるのか。

教 育 部 長：申請があれば可能だが、就学している事実が確認できなければ支給できない。

教 育 委 員：支援があれば保護者も安心だと思う。

教 育 長：できることには手を差し伸べていきたい。

上記意見交換の後、特に異議が無く承認された。

議案第14号 令和7年度伊豆市教育委員会評価委員会委員の委嘱について

＜学校教育課長より＞

教育委員会の事務事業については、法律に基づき年に一度、点検と評価を行う必要がある。これに伴い、評価委員会を組織するため、4名の評価委員を委嘱する議案を上程することについて説明する。

上記説明の後、特に異議が無く承認された。

議案第15号 伊豆市児童・生徒待合所事業実施要綱の制定について

＜学校教育課長より＞

待合所事業については中伊豆小学校を皮切りに、令和3年度から市内小学校・義務教育学校で少しずつ整備を行い、令和6年度までに全ての小学校・義務教育学校に待合所を整備している。令和7年度より、伊豆中学校についても支援員を配置し、伊豆中カフェにおいてバスの待合事業を開始した。このことにより市内全校において居場所の設置が整ったため、要綱の制定について議案を上程することについて説明する。

教 育 長：放課後児童クラブと待合所事業を混同している保護者も一定数いるようだ。

教 育 委 員：知人の子も一旦は放課後児童クラブに入ったものの、待合所の存在を知って放課後児童クラブを退所したと聞いた。待合所も放課後児童クラブと同じように事前に案内をすることはできないのか。

教 育 部 長：放課後児童クラブは法に基づいて運用しているが、待合所事業は3月議会で次年度予算が成立しないと事業ができないため、前もってお知らせができない。

教 育 委 員：それでも放課後児童クラブと違って料金が発生しない待合所を選ぶ保護者も多いのではないのか。

教 育 部 長：放課後児童クラブとは違い、あくまでも居場所であることを明記すること、学校の一室を活用して運営するため学校側も利用に関する規則を求めてきたことから今回要綱を制定するに至った。児童間のトラブルによる利用停止については、喧嘩のように双方に非がある場合はどちらも利用停止になる。

教 育 委 員：もし待合所を利用している時に災害が発生した場合、対応はどうなるのか。

教 育 長：帰宅が困難である場合は待合所に留め置くことになるだろう。

上記意見交換の後、特に異議が無く承認された。

議案第16号 伊豆市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について

＜学校教育課長より＞

修善寺中学校の給食棟を改修し、放課後児童クラブを移転して拡張する計画に伴い、伊豆市放課後児童健全育成事業実施要綱の改正を行う。修善寺南小学校

第1放課後児童クラブの定員について現在40人と定められているところ、20人増やして60人で運用できればと考えている。将来的には1年生から6年生まで受け入れる方針を伝え、運営主体のこひつじ園と協議をしてみずは定員を60人に定めることから、人数の改定について説明をする。

教 育 長：修善寺南小学校第1放課後児童クラブがこひつじ園、第2放課後児童クラブは1年生の受け入れ先としてあゆのさとが運営している。移転が進み、定員も増えれば修善寺南小学校の放課後児童クラブの待機児童の解消につながる。

教 育 委 員：今後は最大何人まで受け入れる予定なのか。

学校教育課長：運用後の様子をみて判断していく。とにかく運用してみないと何とも言えない。

教 育 委 員：児童60人だと必要な指導員は何人か。

教 育 部 長：総数として5人以上は必要だろう。2人程度は交代しながら対応にあたっていくようだが突発的な欠員への対応方法については対策を練る必要がある。ただ人を増やすのではなく、資格を有する指導員を常に数名設置しなければならない。

上記意見交換の後、特に異議が無く承認された。

議案第17号 令和7年度伊豆市議会9月定例会に提出する議案について

＜学校教育課長より＞

【令和7年度 伊豆市一般会計予算 第4号補正予算内容について】

慶應義塾大学との連携協定により、XR技術を用いた体験型防災教育を実施するための費用を補正予算として計上する。7月10日に慶應義塾大学との教育研究交流連携事業について慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの日印研究ラボと協定を締結した。伊豆市の目指す「児童生徒の探究心・想像力を育む学びの充実」と、福澤諭吉先生が説いた「実学」の精神を受け継ぐ慶應義塾大学がタッグを組み、XRなど先端技術を活用した実践的な学びを推進する。

【財産の取得について】

児童生徒のGIGAスクール用端末が更新時期を迎えるため、更新に伴う財産取得において議会の承認が必要となる。議会の議決が得られれば、本契約を締結する。

教 育 部 長：「備品購入」ではなくて、「委託料」という形でよいのか。

学校教育課長：VRゴーグルだけでなく、パソコンも含まれておりそのアプリ等の初期設定等も含まれるため委託料としている。

教 育 長：これは歳入が確保されている事業でよいのか。

教 育 部 長：企業版ふるさと納税を充当する予定である。一緒に事業を行う大学側と研究を積み重ね、成果を大学で発表してもらう予定とのことである。

上記意見交換の後、特に異議が無く承認された。

5 報告・連絡事項

学校教育課 報告事項

<伊豆市情報セキュリティポリシーの改定について>

学校教育課長より伊豆市情報セキュリティポリシーの改定されることについて報告する。

社会教育課 報告事項

<社会教育課 8月の行事予定について>

社会教育課長より8月の行事予定について説明する。

6 意見交換会

修善寺地区の4小学校再編の方向性について、意見交換を行った。

7 その他

8 次回教育委員会

次 回：令和7年8月25日（月） 18時30分～

次々回：令和7年9月26日（金） 18時30分～

9 閉会（教育長）